令和３年６月１８日

技能者名簿の確認書類として提出する作業員名簿について

経営事項審査の事前確認において、技能者名簿（様式第５号）の確認書類として（公財）青森県建設技術センターに提出する作業員名簿を、以下のとおり取り扱うこととしますので、御確認をお願いいたします。

原則、（１）を提出する。
審査基準日時点で稼働している工事がない等の場合は、（２）を提出する。

（１）審査基準日時点で稼働している工事に係る作業員名簿の写し

（２）審査基準日以前３年間に終了した工事に係る作業員名簿の写し
※　直近の工事完成日が審査基準日に近いもの

なお、（１）又は（２）に該当する作業員名簿がない場合は、提出不要です。

参考：技能者名簿（様式第５号）

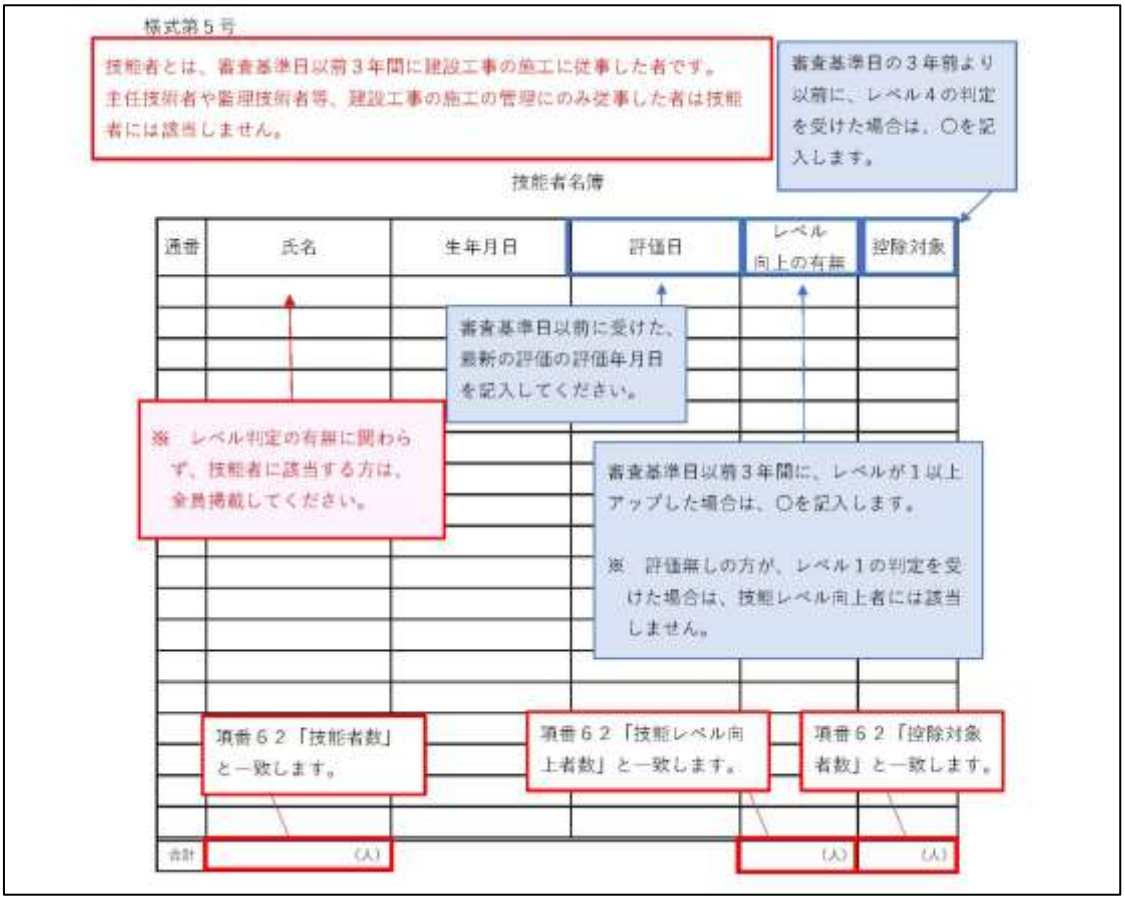

（問合せ先）
監理課建設業振興グループ
電話：０１７－７３４－９６４０